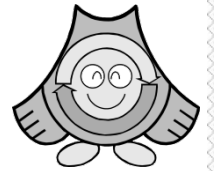


# まつどりサイクル通信

発行 松戸市環境部 廃棄物対策課 電話 047-704-2010  
環境業務課 電話 047-366-7333



VOL 14

## 雑がみを分別して燃やせるごみを減らしましょう!!

平成26年度に実施したごみの組成調査では、各家庭から出る燃やせるごみの中に、12%のリサイクル可能な紙類（雑がみ）が入っていました。

紙類は、何気なく燃やせるごみとして捨ててしまいがちですが、分別して「資源ごみ」として出せば、新たな製品に生まれ変わります。

燃やせるごみの減量と資源の有効活用を図るため、雑がみの分別にご協力をお願いします。



・雑がみとは、「新聞（折込チラシを含む）」「雑誌」「段ボール」「飲料用の紙パック」以外の「リサイクルできる雑多な紙」のことをいいます。



・古紙の種類ごとにリサイクルされるものが異なります。  
・種類の異なる古紙を一緒に出してしまうと、リサイクルすることができませんので、種類ごとにまとめて出してください。

### 【資源ごみ（紙類）の基本的な分別とリサイクル製品の例】

<p>①段ボール</p> <p>↓</p> <p>紙筒 など</p>	<p>②新聞・チラシ</p> <p>↓</p> <p>新聞紙や週刊誌など</p>	<p>③雑誌・本</p> <p>↓</p> <p>ダンボールや 絵本 など</p>	<p>④紙箱などの 雑がみ</p> <p>↓</p> <p>菓子の紙箱や 包装紙など</p>	<p>⑤牛乳等の紙パック (内側が銀色でないもの)</p> <p>↓</p> <p>トイレットペーパーや ティッシュペーパー など</p>
--	--	---	--	---



【菓子やティッシュなどの紙箱】



※ティッシュ箱についているビニールは、取り除いて「リサイクルするプラスチック」に出してください。

【封筒・はがき】



※窓付き封筒のセロファンは、取り除いてください。  
※圧着はがきは除く。

【トイレットペーパーなどの芯】



※ラップの硬い芯は、「燃やせるごみ」に出してください。

【包装紙・紙袋】



※紙袋の持ち手が紙以外の場合は、取り除いてください。

【カレンダー】



※紙以外の留め具は、取り除いてください。

【学校などのプリント類、チラシ、パンフレットなど】



【紙製のファイル、メモ用紙】



※ファイルについては、紙以外の部分は取り除いてください。

【お菓子の箱などに入っている商品説明書や小さな包装紙】



※アルミコーティングしてある紙は除いてください。



・紙箱などの雑がみは、束ねてひもで縛って出してください。  
小さな紙は、紙箱などにはさんで出してください。

・ガムテープは、はっ水加工されており、リサイクルできないので、使用しないでください。

・ホチキスの針はついたままでもOKです。

雑がみで出せないもの → 紙の原料にならない異物【禁忌品（きんきひん）】について

これらは「燃やせるごみ」に出してください。（素材に含まれる薬品等がリサイクルの妨げになります。）

【アイロンプリント紙】 ×



【写真、写真用紙】 ×



【紙コップやヨーグルト、カップ麺の容器などの防水加工紙】 ×



【圧着はがき、親展はがき】 ×  
（見開きにして中を見るはがき）



【カーボン紙、ノーカーボン紙】 ×  
（宅急便の複写伝票など）



【感熱紙】 ×  
（レシート、FAX ロール紙など）



【においのついたもの】 ×  
（洗剤の箱や線香の箱 など）



【アルミ、金紙、銀紙、ビニール  
でコーティングされた紙】 ×



【シール、シール台紙、  
粘着メモ（ふせんなど）】 ×



【食品や油で汚れたもの】 × （ピザの箱など）  
【合成紙】 × （ドーナツの包装紙、クッキングシート  
など）



【点字用紙】 ×



【クレヨン、油性絵の具で  
描かれた紙】 ×




【その他の禁忌品（きんきひん）】 → 燃やせるごみに出してください。  
水にぬれた紙、油のついた紙、使い終わったティッシュペーパーやタオルペーパー、  
食品残さなどで汚れた紙、和紙（半紙）など



- ・種類ごとにまとめ、運搬中に風で飛ばされないよう、ひもでしばる。
  - ①「段ボール」
  - ②「新聞・チラシ」
  - ③「雑誌・本」
  - ④「紙箱などの雑がみ」
  - ⑤「牛乳等の紙パック（内側が銀色でないもの）」
- ・紙の原料にならない異物【禁忌品（きんきひん）】を混ぜない。

## 雑がみQ & A

- Q 新聞の折り込みチラシは「雑がみ」ですか？  
A 雑がみではなく、新聞と一緒に束にして出してください。
- Q ビニール加工されている紙を見分ける方法は？  
A まずは、破いてみてください。ビニールが伸びれば、「雑がみ」としてリサイクルできない加工がされている紙です。
- Q 紙ひもの代わりにガムテープを使用してもいいですか？  
A ガムテープは、はっ水加工されており、リサイクルできないので、使用しないでください。
- Q においのついた箱は出せますか？  
A 洗剤や線香の箱、石けんの箱などは、再生品ににおいが残ってしまうので、「燃やせるごみ」に出してください。
- Q 宅配ピザの箱は出せますか？  
A 宅配ピザ、ケーキ、ドーナツなどの箱など、多少でも汚れた紙は、再生品の品質が落ちるため、「燃やせるごみ」に出してください。
- Q 紙皿や紙コップは出せますか？  
A 紙は水に溶かして新たな紙にするため、水に溶けないものは出せません。
- Q 洋服についている小さなタグや、ワイシャツやストッキングに挟んである紙の台紙は出せますか？  
A タグやメモ用紙などの小さな紙も、紙の台紙も「雑がみ」で出せます。
- Q 個人情報に記載されている部分は？  
A 該当部分は、マジック等で塗りつぶしたり、取り除いて燃やせるごみへ出してください。
- Q  マークがついていれば「雑がみ」で出せますか？  
A 上記のマークがついていても、雑がみに出せないものもあります。  
3ページの「紙の原料にならない異物【禁忌品（きんきひん）】」を参照してください。  
禁忌品が混ざってしまうと、紙を再生するうえで重大な障害が起こります。  
分別時に混ざらないように気をつけてください。